

置戸町農地移動適正化あっせん基準

第1 目的

置戸町農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等の所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定、若しくは、移転についてあっせんを行い、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図ることを目的とし、次のとおり基準を定める。

第2 農地等の権利を取得させるべき者

- 1 農業を営む者（農業生産法人及び農業後継者を含む。以下同じ。）
- 2 財団法人 北海道農業開発公社
- 3 農業者年金基金

第3 農用地等を共同利用に供する場合の権利を取得させるべき者

- 1 農業協同組合
- 2 農業協同組合連合会
- 3 農事組合法人
- 4 農地法施行令第1条の4第1項第4号の2に規定する法人
- 5 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約を定めている団体に限る。）

第4 農業を営む者の要件及び権利を取得又は設定させるべき者の要件

- 1 その農業経営における農用地取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその當時従事者たる構成員に属する世帯で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に係る施設の用に供される場合にあっては飼養規模。以下同じ。）が次の場合を除き、農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚、養鶏肉用牛肥育経営に係る施設の用に供される場合にあっては飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。（別表1）
 - (1) 農用地等を交換する場合であって、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えており、若しくはその交換の結果越えることとなり、かつその耕作農地の集団化や通作距離の減少等農用地の保有合理化がなされ、農用地の効率的利用が確実と認められるもの。
 - (2) 交換後、相方又は、その一方の当事者が高度集約経営することにより農業経営の安定化が図られることが確実であると認められる者。

- (3) 交換以外で権利が移動又は設定される場合で、取得後基準面積に達しないが、集約栽培がなされ経営の安定化が図られることが確実であると認められる者。
- (4) 交換以外で権利が移動又は設定される場合で、取得後基準面積に達しないが、土地基盤整備事業等が実施され（施行中、計画中のものを含む。）この面積と合わせて基準面積に達することが確実と認められる者。
- (5) 交換以外で権利が移動又は設定される場合で、取得後基準面積に達しないが、その土地についてあっせんの申し出があり、この土地と合わせて基準面積に達することが確実と認められる者。
- (6) 交換以外で権利が移動又は設定される場合で、取得後基準面積に達しないが、
 - 1 から 3 及び 5、6 の要件が満たされ、かつ中核経営農家に達するための意欲と能力を有すると認められる者。
 - 2 その農業経営の資本整備が、農用地等の効率的利用の観点からみて、適当な水準になる見込みがあると認められる者。
 - 3 その者が取得する農用地等を、農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実と認められる者。

第5 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせん順位の定め方

- 1 農業者を第1位順位としてあっせんすること。この場合、認定農業者を優先してあっせんすること。
- 2 農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合、又は、農業を営む者にあっせんするよりも農地保有合理化に著しく寄与すると認められる場合には、農地保有合理化法人にあっせんする。
- 3 農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合であって、あっせんに係る農用地が離農希望者の申し出によるものあり、かつ農業者の年金基金にあっせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあっせんする。

第6 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせん順位

- 1 農用地等の権利の取得後における経営面積と、経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営規模面積との差が小さい方に対して優先的にあっせんする。
- 2 農業振興地域整備計画、経営構造対策事業計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんする。
- 3 あっせんすべき農用地等の位置、その他利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められる者に対し優先的にあっせんする。
- 4 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあっせんする。

5 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適當と認められる者に対して優先的にあっせんする。

第7 農業基盤整備事業、経営構造対策事業等との関連上必要と認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意志に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であって、第2から第4の基準にかかわらず、特別の基準を設けてあっせんする。

第8 新規就農希望者（新たに農業経営を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く））については、おおむね第2から第4の基準により、あっせんするものとする。ただし、この基準によりあっせんすることが著しく不合理であると認めたときは、特別の基準を設けあっせんすることができる。